

総選挙と王女：国体の現在

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

はじめに

2019年3月24日にタイで総選挙が行われた。2014年に始まる軍事政権が、来年実施と言いつつ、先送りを続けてきたものである。2011年以来8年ぶりの総選挙であった。選管は暫定の選挙結果を3月28日に発表したものの、正式な結果の発表は5月9日を予定している。選管がすぐに発表できるはずのデータを公表しないのは、5月初旬の国王戴冠式を円滑に行うためと説明されている。しかし、1ヶ月以上の間に選挙結果データの改ざん、反軍候補者を狙い撃ちにした選挙違反摘発、さらに軍事政権続投に向けた多数派工作のための時間稼ぎを行おうとしているのではないかとの疑念を招いている。

選管が不自然な対応で集中砲火を浴びる事態となった遠因は、与党 PPRP (パラン・プラチャーラット、官民協力ニバラマキの力) が当初の予想よりも善戦したからではなかろうか。事前の予想では、タックシン派のプアタイ党が 170 から 200 で第一党、民主党が 100 前後で第二党とされていた。PPRP は幹部が獲得予想議席を下院過半数の 250 ではなく、150 と公言していた。この 150 という数字も実力以上の過大な数字であった。というのも、大方の世論調査機関は同党の議席を 70-80 と予想していたからである (表 1 参照)。しかし、選挙は PPRP と新未来党の善戦、民主党の惨敗という大方の予想を覆す結果になった。PPRP は、選挙戦の終盤になって激しく追い上げ、プアタイ党に迫る勢いとなっていた。このことが、軍事政権総掛かりの大きな不正ではなく、選管による小細工を促したのではないかと思われる。

選管が厳しい批判に晒されると、陸軍総司令官アピラットは選管を擁護した。アピラットは今日のタイにおいて国王にもっとも近い人物の 1 人と見なされている。彼の発言や行動が、君主の意向や利害から大きく外れる可能性は小さい。今回の総選挙は、親軍派と反軍派の対決という面が強かった。そこに、ウボンラット王女が参戦して、君主制が政治により深く巻き込まれることになった。以下では、王女と総選挙にまつわる騒動、もっと大きくいえば選挙を通じて君主制と民主制の関係の一端を垣間見ることにしてみたい。

表1 事前の獲得議席予測

	A	B	C
プアタイ党	163	173	136
PPRP	96	96	62
新未来党	40	49	-
民主党	77	88	88
BJT	59	40	31
TLP	14	17	-
チャートタイパッター党	12	16	12
新経済党		1	-
プラチャーチャート党		3	2
プアチャート党	12	5	1
ACT	13	5	4
チャートパッター党	9	3	6
タイ地方の力党		2	
タイ森林保護党		1	
大衆の力党			1
プラチャーピワット党		1	
その他	5		7
小計	500	500	350

注 Aは投票直前の Super Poll、Bは投票直前の Suan Dusit Poll、Cは Nation 紙グループが 2019 年 3 月 3 日に発表した小選挙区のみの数値。C の 7 は TRC（タイラクサーチャート党）の予想議席。

本題に入る前に、この騒動を理解するキーワードを紹介しておく。「国王を元首とする民主主義統治体制」である。第1に、タイは「国王を元首とする民主主義統治体制」とであると1978年以後の憲法には明記されている。縮めて、「タイ式民主主義」という表現が用いられることもある。その表現は1960年代の軍事政権の時代に軍政正当化のために使われていたことがある。両者はまったく別物であり、混同してはならない。第2に、この体制は、君主を戴く立憲民主主義体制という意味ではない。現代の日本やヨーロッパの立憲君主制とは違うということである。君主は君臨するだけにとどまらず、統治することもある。君権は不変ではなく、1946年以後ゆっくりと強化されてきた。今日では、民主主義の意味が薄れて「国王元首体制」になっていると指摘する研究者もいる。本稿では、「国王を元首とする民主主義統治体制」を簡潔かつ的確に表現するために「国体」と呼ぶことにする。

選挙管理委員会の迷走

選管委員長は、3月24日朝8時に投票が始まる前に投票所を視察に訪れ、午後8時までには非公式な開票結果を発表できる見込みだと述べた。選管は投票率80%を目標としているとも述べた。午後5時に投票を締め切った後、開票が始まった。開票が進むにつれて、各候補者の得票数は増えるはずである。ところが、メディアが選管の発表値に依拠して報じる開票速報では、特定の候補の得票数が減少したり、逆に不自然に急増したりする例が多くあった。

選管委員長は3月24日21時17分に、投票率は65.96%、無効票が5.6%、非選択票（誰も選ばないという票）が1.5%と発表した。この投票率は、意外なほど低いものであった。第1に、2001年の69.9%、2005年の72.6%、2007年の74.5%、2011年の75.3%を10%ほども下回っていた。第2に、3月17日に実施された期日前投票では事前登録者260万人ほどのうち実に86.98%が投票していた。これは2011年総選挙の55%を大きく上回る投票率であり、3月24日にも高い投票率が予想されていた。選管は翌日の3月25日に、350の小選挙区の当選者の氏名のみを明らかにし、得票数は3月29日、正式な結果は5月9日に発表すると述べた。

選管は不誠実さや非中立性を厳しく批判された。とりわけ今回が初めての投票となる26歳以下の若い有権者830万人はSNSに長けたものが多く、ソーシャル・メディアで選管を批判した。最たる例は、ニュージーランド在住のタイ人が投じた1,542枚の票が期日までに国内各選挙区の選管事務所に届かなかったという理由で無効票として処理されたことである。非が有権者ではなく選管にあることは自明であるにもかかわらず、杓子定規な法解釈で開票を認めなかったことは批判的であった。

批判に油を注いだのが、予定よりも1日早めて3月28日に発表された開票率100%での得票数であった（表2参照）。第1に、その発表では、投票者総数38,268,375人と投票用紙総数38,268,366枚に9の食い違いがあった。選管は、投票所に赴きながら、投票することなく持ち帰ったものが9名いたからと説明した。炎天下の長い行列に嫌気がさして投票を断念して投票用紙を受け取らずに帰るものがいた可能性はあっても、投票用紙を受け取りながら投票しないことはありえないという批判が相次いだ。第2に、有権者総数は3月24日発表の51,205,624人から34,014人増えて51,239,638人となった。選管によると、増加は一部の投票所からの報告漏れのせいであった。この説明には不自然さがあった。第3に、投票者数は3月24日より4,493,145人増えて、投票率が74.69%へ上方修正された。投票者がおよそ450万人増えたのは、選管によると、3月24日の数値が開票率93%の速報値にすぎなかったからである。選管は3月24日には投票率ではないものを投票率と発表したことになる。選挙の専門家にあるまじき稚拙なミスであって、親軍派の獲得票を増やすための不正操作ではな

表2 選管発表の非公式選挙結果(2019年3月28日時点)

政 党	議席数			票数		
	選挙区	比例区	小計	3月28日	3月25日	増加率
プアタイ党	137	-	137	7,920,630	7,124,991	10%
PPRP	97	19	116	8,433,137	7,594,820	10%
新未来党	30	50	80	6,265,950	5,236,984	16%
民主党	33	19	52	3,947,726	3,234,082	18%
BJT	39	12	51	3,732,883	3,202,329	14%
TLP	-	10	10	826,530	708,610	14%
チャートタイパッタナー党	6	4	10	782,031	706,164	10%
新経済党	-	6	6	485,664	431,798	11%
プラチャーチャート党	6	1	7	485,436	370,351	24%
プアチャート党	-	5	5	419,393	290,915	31%
ACT	1	4	5	416,324	226,827	46%
チャートパッタナー党	1	2	3	252,044	160,078	36%
タイ地方の力党	-	3	3	213,129	123,297	42%
タイ森林保護党	-	2	2	136,597	118,136	14%
大衆の力党	-	1	1	81,733	74,829	8%
パランチャートタイ党	-	1	1	73,871	63,864	14%
プラチャーピワット党	-	1	1	69,417	60,724	13%
パランタイラックタイ党	-	1	1	60,840	53,849	11%
タイ文明党	-	1	1	60,421	50,539	16%
プラチャーニヨム党	-	1	1	56,617	49,391	13%
国民のためのタイ教員党	-	1	1	56,339	49,208	13%
プラチャータムタイ党	-	1	1	47,848	42,061	12%
国民改革党	-	1	1	45,508	39,713	13%
ボンラムアン党	-	1	1	44,766	35,168	21%
新民主主義党	-	1	1	39,792	32,267	19%
新法力党	-	1	1	35,533	30,125	15%
タイラックタム党	-	1	1	33,748	29,457	13%
小計	350	150	500			

出所 選管発表の数値から作成。

注 増加率は3月25日から28日の間で得票数の増加割合。両日の間で票の総数は11.7%増加。

いかと疑う有権者がたくさんいた。第4に、選管は最終的な結果の発表を5月9日まで引き延ばした。それは憲法に規定される最終期限であった。それほど遅らせる必然性が乏しいため、何らかの「悪事」を働くための時間稼ぎではないかと疑うものが少なくなかった。第5に、反軍陣営の政党に対するのとは好対照に、与党 PPRP の不正疑惑については調査が緩慢であり、しかも論点をすり替えて処罰を避けていた。たとえば、憲法は「政府職員」が首相候補になったり、選挙運動に従事したりすることを禁止している。選管は、プラユット首相がこの禁止に抵触するのではないかという指摘を繰り返し受けると、重い腰をようやく上げてオンブズマンに判断を求めた。オンブズマンは3月14日に、プラユットがクーデタ評議会議長として首相よりも上位で国家の最高権力を行使しているので、「政府職員」ではないと判断した。判例にも初歩的な法解釈にも反する判断であり、選管との結託の産物ではないかという疑念を払拭できなかった。

選管の不手際への怒りが高まっている一因は、これまでのタイの選挙が国際比較をすれば自由で公平だったことにあろう。タイで選挙をめぐる不正として繰り返し指摘されてきたのは、候補者による有権者買収つまり票売買であった。それは個別の候補者の行為であり、政党や政府ぐるみの不正ではなかった。不正が少ない一因は、選挙での勝敗が、政権の行方に影響を与えない時代が長く続いたことにある。首相は、軍隊や君主制からの支持によって、選挙前から決まっていた。手段を選ばず勝利をすることよりも、つつがなく実施することに意味があった。選挙結果が首相の人選を直接に左右するようになるのは、1975年から76年にかけての時期を除くと、1992年以後のことである。選挙での勝敗を左右するのは、再選可能性が高い現職議員の人数であった。引き抜きでものを言うのは資金力であった。資金は提供者の実業家に依存する。つまり、資金力がもっとも潤沢な政党がもっとも多くの当選者を集めるということであった。選挙の度に変化するのは、当選者の顔ぶれよりも、その所属政党であった。こうした選挙政治では、投票や開票で大がかりな不正が行われることはあまりなかった。

2019年総選挙に向けて軍事政権が描いた青写真の1つはそうした1990年代までの選挙戦であったと思われる。資金力がものを言うのであれば、政府予算を握り、名だたる大企業に利権を分配して資金提供を期待できる政権与党が断然有利である。既成政党はすべて野にあって、政治活動の自由を束縛され、経済界からの資金調達も自由ではない。与党 PPRP は群を抜いて有利であった。とはいえ、他党から PPRP に移籍した議員経験者は、タイにおける選挙研究の第一人者であるチュラーロンコーン大学政治学部のシリパン・ノックスワンによると55名にとどまった¹。

¹ “Samphat siriphan wikhro vote-no mo. 272 chi thitthang kanmuang lang luaktang 62”, Matichon, Feb 18, 2019 (https://www.matichon.co.th/politics/news_1368217).

政権は全国 1,024,407 人の村落公衆衛生係への毎月の手当を 600 バーツから 1,000 バーツに増額し、選挙直前の 3 月 20 日に各自の口座に振り込んだ。本誌 2019 年 1 月号で紹介した気前のよいバラマキ政策のダメ押しである。こうした努力の甲斐あって、PPRP は得票数合計ではプアタイ党を上回って第一党になった。軍政支持者はこの得票数を根拠として、PPRP が連立政権の中心になるのが当然だと主張している。しかし、得票数だけで争うのであれば、比例代表制にすべきであった。小選挙区の得票で比例区の議席を決定するという奇妙な選挙制度を導入したのは、軍事政権自身であった。言い換えるならば、得票数を重視しないという方針の選挙制度が導入されていた。そのことをまるで忘却したかのように、得票数だけで政権獲得を主張するのは見苦しい。加えて、PPRP が得票数でプアタイ党を上回ったのは、プアタイ党が 350 の小選挙区のうち 100 では候補者を擁立しなかったからであることを付言すべきであろう。

第一幕：即位式典と選挙の日程

以下では、君主制と選挙のいくつかの接点について紹介する。最初は、戴冠式日程の発表である。

プラユット政権は総選挙を 2019 年 2 月 24 日に実施する方針を決めて有権者へのバラマキを加速し、1 月 2 日に選挙日程を公表する予定になっていた。ところが、その前日の 1 月 1 日に宮内事務所は戴冠式を 5 月 4 日に執り行うと発表した。政権は選挙日程の発表を先送りし、ようやく 1 月 23 日になって、3 月 24 日に実施すると発表した。それは、軍事政権が選挙に勝っても負けても、プラユットが首相に在職できる選挙日程であった。唐突な戴冠式日程発表は、2017 年 1 月の国民投票可決済み憲法草案への修正要求と通底する現象といえるかもしれない。

第二幕：ウボンラット王女の擁立

TRC による王女擁立

2017 年憲法は、政党が特定の人物を首相として推したい場合には、議員の立候補届の時に 3 名以内の候補者を予め届け出るように定めている。届け出の最終日となった 2019 年 2 月 8 日の午前 9 時 10 分に、タックシン派 5 党のうちの 1 つ TRC（タイラクサーチャート党）は、首相候補として国王の実姉ウボンラット王女を擁立した。王女は 9 世王の長女であり、アメリカ留学中の 1972 年 7 月 25 日に王族身分を正式に離脱してアメリカ人と結婚した。1998 年に離婚し、2001 年以後タイに居住している。一男二女の母であり、長男は 2004 年 12 月にタイ南部のパンガーでスマトラ沖地震の津波にのまれて亡くなっている。

発案者がタックシン元首相であることは疑いを入れない。候補になることを依頼で

きる関係を王女と保っていることが前提である。タックシンはなぜ王女を擁立したのか。解党というリスクを承知していたはずである。王女にはリスクを上回る利点が多くもあった。第1は、選挙後の連立工作である。事前の予想では、タックシン派が第一党になることは確実視されていた。同時に、それでも首班選出に必要な375議席は不可能であり、下院過半数の250議席も困難であった。上院議員250名に反対票を投じさせないようにするには王女の力が必要であった。第2に、政権獲得に加えて、2017年憲法の改正である。同憲法は政党政治家の権力や自由を厳しく制限する内容となっているため、その改正は反軍陣営ないし民主化推進派にとっては是非とも達成すべき課題である。しかし、親軍政党や上院が立ちはだかる。それというのも、改正の審議開始には上下両院議員の過半数と上院議員の3分の1の賛成、改正案可決には上院議員の3分の1以上ならびに下院各党の2割以上の議員の賛成、が必要という条件がつけられているからである。そうした「護憲」派を沈黙させるのに王女は役に立った。第3に、タイ国民の中には、タックシン派が反君主制の共和主義者と信じているものがある。王女との良好な関係の誇示は、そうした疑念を払拭できる。第4に、タックシン派政党は2007年以後の総選挙で格別に厳しい監視を受けてきており、2019年にも選挙違反の摘発、さらには解党処分といった逆風にさらされる可能性が高い。そうしたときに、王女は攻撃から守る盾の役割を果たせる。第5に、タックシンが過去に受けた有罪判決への恩赦、そして帰国にこぎ着けられるかもしれない。このように、攻撃でも防御でも、王女はこの上もなく強力な錦の御旗となりえた。

王党派は激しく憤った。タックシンを攻撃するときに用いてきた2つの主たる論点、汚職と反王室のうち1つがなくなってしまうからである。しかし、赤シャツを支持してきた知識人の多くも強く反発した。タックシンは自らの私的な利益のための、赤シャツ派大衆を見捨てて、王室との手打ちを図っているのではないかと理解したからである。姉が首相、弟が国王というのは悪夢だという声も耳にした。

だが、タックシンは選挙で勝利をおさめたとき、王女を首相に擁立するつもりだったのであろうか。あくまでも推測の域を出ないが、おそらくそうではなかろう。王女には首相はおろか政治家の経験がまったくない。もし万が一首相になった場合には完全な操り人形である。TRCはタックシン派の政党とはいえ、議員経験者がごくわずかなため、選挙区では当選者がほとんどおらず、比例区を中心に40名程度の当選者を出すにとどまると予想されていた。プアタイ党はそれを100議席以上上回る議席の獲得が予想されていた。タックシンが本気で王女を首相にしようとしていたのであれば、プアタイ党の首相候補として擁立したであろう。多数決民主主義においては、数の大小は決定的に重要である。

10 世王の叱責

週刊マティション（2019年2月15-21日号）に掲載された記事では、2月7日夕方、アヌボン内務大臣が首相府にプラユット首相を訪問し、外国滞在中の人物とテレビ会議をした。当時、プラウィット国防大臣はスイス、アピラット陸軍総司令官は国王警護部隊（904部隊）の用務でヨーロッパにいた。彼らがどちらの人物と会談したのか報じられていないものの、この会議の結果、それまで PPRP の首相候補になるかどうかの明言を避けていたプラユットが2月8日9時15分に受諾を発表した²。PPRP が掲げた首相候補者はプラユット一人しかおらず、受諾の表明を渋っていたのは不自然であった。プラユットの首相続投のために PPRP を立ち上げた閣僚4名にすれば、プラユットの固辞は梯子を外されるのに等しい。プラユットは、王女が首相候補になれば、戦いにくい。受諾先送りの理由はそこにあり、打開策が2月7日に見つかった可能性が高い。

王女が首相候補になることを選管に届け出た2月8日当日の22時40分からの臨時ニュースで国王の命令が読み上げられた。「タイの王室は政治の上に存在してきた。」ウボンラット王女は、王室典範に基づいて王族の身分を正式に離脱したけれども、王室の一員として活動している。「高位の王族を政治に関わらせることは、その方法を問わず、慣習・伝統・文化に反する行為であり、まことに許しがたい。」第2に、現行の2017年憲法を含めて、「どの憲法でも国王に関する章があり、国王を元首とする民主主義統治体制の慣習に基づく君主制の特別な地位が規定されている。国王は政治の上に位置し、崇敬され神聖な地位にあり、何人も侵すことはできない。何人もいかなる方法によっても国王を侵害したり告訴したりすることはできない。憲法のこの規定は王妃、王位継承者、国王と近いすべての王族に当てはまる。」たとえば、ウボンラット王女には日頃から国王の名代として行動させることがある。それゆえ、「王妃、王位継承者、王族はすべて、国王が政治の上に位置し、政治的に中立を保つという原則の適用対象となる。」

法学者からの批判

筆者には腑に落ちないことが1つある。タイの憲法には過去も現在も、「国王は政治の上に位置」という文言は存在しない。「政治の上 (nua kanmuang / above politics)」とは、政治から超然としている、政治に関わらないという意味である。1932年憲法には王族の政治関与を禁止する明文規定があった。この禁止規定は1946年憲法以後廃止されて今日に至っている。しかし、不思議なことに、2月8日の国王の命

² “Raingan phiset banthuk 8 kumphaphan wan chi chata prathet thai kap botbat big daeng watcai kraeng big tu kaeroi patiwat sam ratthaprahan son”, Matichon Sutsapda, Feb 15-21, 2019 (https://www.matichonweekly.com/column/article_170572).

令では、憲法中の一文であるかのようにさりげなく挿入されている。国王が政治に関与しないのは原則であって、法律ではない。この原則があたかも憲法条文であるかのように位置づけられ、王族にも適用されるという論理構成になっている。この王命を起案した人物は、インパクトを強めるために、意識的にそうしたのであろう。

タムマサート大学法学部教員のサーワトリー・スックシーがこの王命に関する質問に答えたインタビューが、2019年2月14日にオンライン・ジャーナルのプラチャータイに掲載され³、2月19日にはその英訳が同誌に掲載された。彼女によると、官報に掲載されたものがすべて法律というわけではなく、この王命は立法の手続きを踏まえていないので法律や命令ではなく、助言にとどまり、法的な拘束力がない。ましてや、国王が政治から超然としており、政治的中立を保つという原則が、国王以外の王族にも適用されるという解釈には法的な拘束力がない。

第三幕：解党判決

選挙管理委員会は、2月11日に各党が届け出た首相候補者を公表する際に、王女を候補者から除外した。国王が政治から超然とし、政治的中立性を守り、政治的な役職には就けないという原則が王女にも適用されるからであり、さらにまた憲法の方針と国体の慣習に反しているからであると、処分の理由を説明した。選管は2月12日に、TRCが王女を首相候補にしたことは国体を損なう行為であるという理由で、政党法92条に基づいて同党の解党を憲法裁判所に申請することを決定した。選管は2月13日に訴追し、憲法裁判所は2月14日に訴えを受理すると決定した。憲法裁判所は3月7日に判決を下した。国王が政治に関与せず政治的中立を守るという原則に反しているという理由でTRCを解党とし、役員13名の政治的権利を10年間剥奪した。

裁判所によると、1932年憲法では7世王の意見に基づいて王孫以上の王族の政治関与が禁止された。その条文は1946年以後の憲法では削除されたものの、その精神は引き継がれている。第1に、有権者に投票を義務づけた1997年憲法のもとの王族の処遇をめぐって憲法裁判所が、王族は例外であると2000年に判断したことがそれを確証している。その判決は、国王を元首とする文明国の議院内閣制における「君主は君臨すれど統治せず」という原則に合致している。次に、1932年に確立された「国王を元首とする民主主義統治体制」では、国王が政治に関与しないという慣習が定着している。国王を政治に関与させるのは、この統治体制に敵対する行為である。ウボンラット王女は王族の身分を離脱しているけれども、国王の家族にとどまっている。その王女を首相候補に擁立して政治に関わらせることは、政治的な超然性や中立性を損なう行為であり、国体に敵対している。

³ “Samphat sawatri suksi: Karani phraratchaongkan 8 kumphaphan 2562”, Prachathai, Feb14, 2019 (<https://prachatai.com/journal/2019/02/81039>)

プアタイ党は、議員定数が小選挙区 350 人と比例区 150 人のところ、最大限の候補者を擁立しても比例区の議席配分を受けられない可能性が高いため、選挙区 249 人と比例区 131 人しか候補者を擁立しなかった。プアタイ党が苦戦しそうな選挙区では TRC が比例区のための得票を稼ぐという戦術を採用し、TRC は選挙区 175 人と比例区 108 人の候補者を擁立した（表 3 参照）。しかし、TRC は解党に伴い、立候補が無効になったため、タックシン派にとっては 100 ほどの空白区が誕生してしまった。

表 3 プアタイ党と TRC の候補者

政党	選挙区 (350)	比例区 (150)
プアタイ党	249	131
TRC 党	174	108

注 TRC の選挙区候補者は当初は 175 名であったが、1 名は無資格と判断された。

ウォーラチェートの判決批判

新未来党の幹事長ピヤブット・セーンカノッカクンもかつて所属していた民衆法学グループの指導者ウォーラチェート・パーキーラットがこの判決に下した論評が、2019 年 3 月 13 日にプラチャータイに掲載された⁴。ウォーラチェートの主たる論点は、1) 王族の政治関与禁止というのは、1932 年憲法のみにあった規定であり、以後の法律にはない。関与を禁止するならば法律が必要であり、慣習にはそうした効力がない。2) 王族が政治に関与することは不適切かもしれないが、法律がないので違法ではない。3) 政治関与を禁止したいのであれば、裁判所の判決ではなく、法律制定が必要になる。4) 処罰には慣習法ではなく、明文法が必要である。

ウォーラチェートは、判決が言及する「国王を元首とする民主主義統治体制」における慣習について、それが何を意味しているのか、慣習が本当に存在するのか、という疑問を提起する。判決は、王族が政治に関与しないのは 1932 年以後の慣習・伝統と指摘した。1932 年には 6 月の憲法と 12 月の憲法があり、判決が言及したのは 12 月の憲法だけである。さらに、「国王を元首とする」という表現が憲法で用いられるのは、1932 年からではなく、1947 年以後のことである。「国王を元首とする民主主義統治体制」という表現の登場は 1978 年以後のことになる。つまり、「国王を元首とする民主主義統治体制」は 1932 年に登場したわけではない。それに加えて、1946 年憲法を起草するとき、王族の政治関与禁止を盛り込むかどうか議論になり、盛り込まないことになった。政治関与禁止は解除されたのである。それを裏付けるのは、1951 年ク

⁴ “Chuan Woracet khui lang khamwinitchai san ratthathammanun karani yup thai raksa chat”, Prachathai, Mar 13, 2019 (<https://prachatai.com/journal/2019/03/81486>).

一データ後に 1932 年憲法の修正版が新憲法として公布施行されたとき、政治関与禁止の条文は除外されたことである。この歴史に照らし合わせると、王族の政治関与禁止は 1932 年から 46 年にかけての憲法の条文に基づいていたのであり、慣習に由来したわけでも慣習になったわけでもない。成文憲法には禁止規定がないので、政治関与は合法・違法ではなく、適切・不適切の問題にとどまる。慣習はそもそも存在しなかった。もし慣習が存在するならば、1932 年憲法に規定する必要がなかった。慣習があったというのは証拠のない主張に過ぎない。

TRC が王女を擁立したことについては、合法かどうかではなく、適否の問題である。法的に言えば、王女は王族の身分を捨てている。それでも実際には、王族として行動している。10 世王の王命はよく読めば、合法かどうかを論点にしているわけではなく、適切かどうかを問題にしている。まず、選挙管理委員会は 2 月 8 日朝に届け出を受理していた。もし違法というなら最初から受理を拒否すべきであった。次に、王女が応諾していたことも見逃せない。違法性はなかったにもかかわらず、国王の命令によって、すべてがひっくり返った。

裁判所が、王孫以上の王族の政治関与を禁止する慣習があると主張し、それを根拠として厳しい処分を下しことは、法的に大いに問題がある。裁判所は「本憲法に規定がない事態が生じた場合には、国王を元首とする民主主義統治体制の慣習に基づいて判断する」という憲法の条文に言及した。だが、この事案では、法の欠缺も政治関与禁止の慣習も存在しない。仮に慣習や欠缺があるとしても、慣習に依拠して厳しい処分を下すことはできない。

プーンテープの判決批判

タムマサート大学法学部のプーンテープ・シリヌポンは、解党判決を手厳しく批判した⁵。第 1 に、タイの統治体制は「憲法に則った」ものから「憲法の外あるいは上に位置する」ものへ変化したのか。彼によれば、解党事由として、1998 年政党法や 2007 年政党法では、「憲法に則った国王を元首とする民主主義統治体制を損ねる行為」があげられていたのに対して、2017 年政党法では「憲法に則った」という字句がなくなっている。「慣習」と呼ぶかどうかはさておき、憲法の守備範囲外の権力が存在している。第 2 に、「国王を元首とする民主主義統治体制」とは何なのか。そこにおける君主制の地位や君権はどうなっているのか。1997 年憲法や 2007 年憲法の 7 条、2017 年憲法の 5 条には、憲法が想定しない事態が生じた場合には国体の慣習に基づいて対処すると規定されている。現行憲法では起草の最終段階で国王の要請で修正が加えられた

⁵ Punthep Sirinuphong, “Khadi yup phak thai raksak chat kap rabop prachathipatai an mi phramahakasat song pen pramuk”, Prachathai, Mar 13, 12 (<https://prachatai.com/journal/2019/03/81472>).

条文である。一般的には、とりわけ王党派の間では、困ったときには国王に解決をお願いしようという趣旨の規定と理解されている。これは君権に直結する政治的に重要な規定である。しかし、慣習が何を指しているのかについては、何度も繰り返されてきた憲法起草過程において議論されてこなかった。5条に限らず、国王に関わる条文については、起草委員会からあがってきた原案をめぐる質疑応答がしっかりと行われることがない。この結果、慣習が何かについて不明確なままになり、解釈の余地がたぐさん残される。何が慣習なのかを解釈する権限は、憲法裁判所に独占されることになる。慣習と法は明確に区別すべきであるにもかかわらず、意図的に区別を曖昧にし、恣意的な解釈の余地を生み出している。実際には、慣習と呼ぶことで現状を追認することになっており、慣習は裁判所の判断が依拠する原則やルールにはならない。2000年の憲法裁判所判決は、国王の政治関与を禁止する原則を王族にも拡大適用し、王族の政治関与禁止を慣習に仕立て上げた。TRC解党判決は、王族への拡大適用の2例目であった。しかしながら、国王の政治関与禁止の原則は意味が依然として曖昧なままにとどまっている。「政治から超然とし、政治的中立を守る」とはどういうことなのか、関与が禁止される「政治」とは何を指しているのか。

第3に、政治から超然としているとはどういうことなのか。判決は、1932年以後国王が政治から超然としているという原則があり、立憲君主制の先進民主主義諸国には国王が君臨しても統治しないという原則があるので、国王が政治から超然としており政治的中立を保つという明文規定がなくても、憲法5条に基づいて国体慣習を適用すべきであると指摘した。しかし、1932年憲法の政治関与禁止規定は1946年憲法で廃止された。1946年憲法の起草に加わった人物は、王族の意向に基づいて禁止を解除したと説明していた。裁判所が国体の慣習と主張する政治関与禁止は1946年に失効したと考えるべきである。文明国では、君臨すれど統治せずという原則があると主張するものの、世界の君主制は多種多様であり、そうした原則が一般的というわけではない。これは判決の論拠にはなっておらず、判決に箔をつけるための「化粧」にすぎない。

つまり、王女が首相候補になることは、相応かどうかの問題にすぎない。1946年以後は法規定のせいではなく、現実に関与になっていたにすぎない。王命はそれに法的な規範性を付与した。その結果、可否の問題になった。「法律ではない王命が法規範性を持つように見えるのはなぜなのかを突き詰めてみると、国王を元首とする民主主義統治体制だからと答えるほかない。」

第4に、憲法裁判所の役割は、憲法の保護者から、国体の守護者へと変化した。憲法裁判所は、クーデタによって憲法が破棄されても、廃止されなかった。憲法裁判所は「成文憲法よりも高い政治的価値を有する国体の護持者になった。」「その政治的価値は、慣習・伝統・文化、そして国体の慣習で構成される。」「憲法裁判所が国体の護

持者の名前において下す憲法解釈は、法的判断ではなく、政治的判断である。」「憲法裁判所が番人を務めているのは、法律の門ではなく、政治の門である。」その政治は国体イデオロギーを反映した政治であり、法の前の平等が存在するとは限らない。

第四幕：ウボンラット王女の披露宴

選挙直前の3月22日に、ウボンラット王女は、香港で開かれたタックシン元首相の次女ペートンターンの結婚披露宴に主賓として出席し、TRCの幹部たちと謁見した。タックシンはこれによって、王女との関係が良好なことを改めてアピールした。

すると、3月23日の午後8時44分にすべての地上波テレビ局が臨時ニュースで、国王の命を受けた宮内長官の声明を一齐に流した。それは2段構成となっていた。前段は、1989年12月11日のボーイスカウト大会での9世王の言葉の引用であった。「国には善人も非善人もいる。すべてのものを善人にすることはできない。国を安寧幸福にする手立ては、全員を善人にするのではなく、善人に統治を行わせ、非善人が権力を握って迷惑や混乱を引き起こさないよう監督させることである。」後段は「国の調和や安定、国民の幸福のために、この訓話を行動の指針として欲しい」という10世王からの要請である。

「善人」とは、倫理や道徳に優れた人物を指すわけではなく、反タックシン派の自称といっても過言ではない。非善人つまり悪人の極みは、君主制を奉戴せず汚職にまみれるタックシンである。このタックシンを退治しようとする人びとが善人である。2014年にクーデタを行った軍人、その引き金になったデモを行った人びとはみな善人である。選挙ではプラユット首相の続投を支持する政党が善人である。王党派つまり尊王派も善人である。

声明の名義人は宮内長官である。しかし、彼は国王の使い走りにすぎない。これは国王自身の声明に等しい。その内容は、投票日の直前のことゆえに、反軍陣営の政党に票を投じてはいけないという呼びかけに等しかった。有権者への呼びかけは、政治ではないと主張することも可能かもしれないが、説得力に乏しく、2月8日のお言葉や3月7日の憲法裁判所判決と矛盾する政治介入といえよう。

9世王はこうした赤裸々な介入を避けていた。この介入は、10世王がどのような選挙結果を望んでいるのかを示唆しており、新政権樹立にも影響を与えることになる。声明発表直後に、ツイッターで「#もう大人だから自分で選べる」というハッシュタグが瞬く間に拡散した。

第五幕：追撃

選挙結果が判明してきて、プアタイ党が第一党になり、連立政権樹立に向けた積極的な工作に乗り出すと、それを阻止しようとする動きが活発になった。3月27日に軍

予科学校同窓会は、警察からの提案に基づいて、タックシンへの優秀者表彰を剥奪することを決定した。タックシンは同校 10 期生であり、その後警察士官学校へ進学した。同級生の多くは陸軍、海軍、空軍の士官学校へ進学している。タックシンは実業界や政界で活躍するようになった 1991 年と 2011 年に優秀者表彰を受けていた。剥奪は 2008 年の有罪判決と国外逃亡が理由であった。

翌日の 3 月 28 日に国軍最高司令官、陸軍・海軍・空軍の総司令官、そして警察長官が勢揃いして、アピラット陸軍総司令官の古巣陸軍第 11 歩兵連隊において記者会見を開き、タックシンへの表彰剥奪を発表した。最高司令官は、タックシンの身の程をわきまえない行為、つまり王女を政治に巻き込んだことが剥奪の理由だと説明した。彼は、質問に答えて、善人に統治を行わせるという 9 世王の言葉の実現を急務の課題と心得ており、「選管には落ち度があったとしても職務を続行させたい」と述べた。

3 月 30 日に国王は、タックシンがこれまでに君主制から下賜されてきた勲章をすべて剥奪すると命じた。1) 懲役 2 年の実刑判決が確定しており、2) それ以外にも不正行為への嫌疑をかけられ、3) 国外に逃亡している不埒な人物、というのが剥奪理由であった。

アピラット陸軍総司令官は 4 月 2 日に外国メディアを招いて陸軍第 1 師団司令部で会見を開いた。彼の発言の骨子は次の通りである⁶。第 1 に、選挙については、試合に負けたら審判を非難するということでは、泥試合になる。得票の多寡で勝敗が決まるべきであり、民主派と独裁派に色分けして多数派工作をするのは国民の分断につながるもので好ましくない。第 2 に、裁判所の判断が不当だと主張して処罰を受け入れないことは容認できない。第 3 に、どの国の民主主義にも独自の文化があり、外国と同じにはならない。外国の思想にかぶれて政治体制への変革を企むべきではない。タイ式民主主義で必要なのは、国民が仲良くすることである。第 4 に、軍隊は国王からの指示通りに規律を改善し、国民に寄り添っている。ソーシャル・メディアは軍隊の武器よりも強力であり、その利用において軍隊は劣っている。要するに、得票数一位の PPRP 擁護、タックシン批判、国体批判への警告に主眼があった。

おわりに

チェンマイ大学法学部のソムチャーイ・プリーチャーシンラパクンは、1932 年から 2007 年にかけての憲法の起草過程における議論を丁寧にたどることで、君主制の政治的地位ないし君権の変遷を解明した。彼によると、国王が政治の上に位置するという原則は、1932 年 12 月公布施行の憲法に当時の国王の意見に基づいて盛り込まれた。しかし、1946 年憲法で政治関与禁止規定は削除された。以後の憲法で、この規定が復

⁶ “Aphirat Khongsomphon nakkanmuang doem phuak saitokkhop sang wathakam baengyaek prachachon, BBC Thai, Apr 2, 2019 (<https://www.bbc.com/thai/thailand-47782717>).

活したことはない。それどころか、王党派の強い影響のもとで起草された1949年憲法と1974年憲法では、国王が上院議員を任命し、国王が任命した枢密院議長が副署するという規定が盛り込まれた。これは国王が自らの責任で上院議員を任命するという政治関与に他ならない。1974年憲法の施行から3日後に、9世王は副署人を首相に変更するよう要請した。政府はただちに憲法条文の改正に着手した。このことは、国王の言葉が「至高の正当性」を得ていたことを反映している。「政治の上」というのは、1932年当時は政治の外を意味していたものの、1970年代には政治領域の縁に位置し、ほかのどの政治集団よりも上位の正当性を獲得するに至っていたことを示している。9世王が民選議会で可決された法案の裁可を何度か拒んだこととも相まって、「君主制は、政治家、政党、政府、立法府よりも上に位置するようになった。政治の上に位置するというのは、そのように優位な地位を占めていることを指している。」そうして形成されることになったのが、今日の「君主を元首とする体制」と形容できる体制である⁷。そこでは「民主主義」は後景に退いている。

プラユット首相は、選挙直前の3月11日のインタビューで、「今は戦場にいるようなものである。踏みとどまるか撤退するか、万事は司令官次第である。危険を冒す価値がないと判断すれば、司令官は撤退を命じる。自分は喜んでそれに従う。」と述べた⁸。首相よりも上位の司令官とは誰のことを指しているのか。こう疑問を投げかけたのは、現代タイを代表する政治学者カシアン・テーチャピーラである⁹。カシアンは明言を避けているものの、君主以外にはありえないであろう。

タックシンが王室を政治目的に利用しているのは事実である。しかし、対立の発端は2005年に王党派が王室を利用してタックシン打倒に乗り出したことにある。王室は、9世王から10世王へ治世が代わっても、この政治権力闘争への関与を止めてはいない。これは多数決民主主義と君主制の間に緊張を生み出しており、双方にとって好ましいことでなからう。

⁷ Somchai Prichasinlapakun, *Ni khu panithan thi han mung* (Nonthaburi: Fa Dio Kan, 2018), pp. 72-73, 300, 303, 311.

⁸ VoiceTV, Mar 11, 2019 (<https://voicetv.co.th/read/KOvovhFpX>).

⁹ Kasian Techaphira, "Luaktang 62 khu phap sathon nattakam kolahon nai mu chonchannam", *Prachathai*, Mar 23, 2019 (<https://prachatai.com/journal/2019/03/81670>)